

## ○新潟大学医歯学総合病院臨床研修医への借上住宅貸与に関する要項

(令和3年3月16日医歯学総合病院長裁定)

### 第1 趣旨

大規模地震等の災害が発生し交通網が寸断された場合であっても、患者の生命を保護するための初動対応に従事できる人材を確保することは、病院機能の強化として重要であり、臨床研修医（以下「研修医」という。）がその役目を果たすことは、災害時医療の研修の一環としても重要である。本要項は、その役目を果たす研修医に、新潟大学医歯学総合病院（以下「本院」という。）が指定する近隣の借上住宅を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 指定する住宅

本院の指定する近隣の住宅は、別表のとおりとする。

### 第3 賃料等の負担

研修医が本院の指定する近隣の住宅に入居する場合は、その賃料の一部又は全額を本院が負担することとする。ただし、共益費等その他必要となる経費は、研修医の負担とする。

### 第4 貸与の期間

貸与の期間は、研修医として雇用されている期間とする。なお、研修準備、引越等し等を考慮し、雇用2箇月前及び退職後3箇月の範囲において、申し出に基づき許可された場合に限り、当該期間の貸与を認めるものとする。

### 附 則

この要項は、令和3年3月16日から実施し、令和3年2月1日から適用する。